

衆議院情報監視審査会 平成 29 年年次報告書（概要版）

➤ 衆議院情報監視審査会の年次報告書について

【報告書の提出】

衆議院情報監視審査会規程第22条の規定により、情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされている。

情報監視審査会の活動は原則非公開であるが、本報告書は、国民に対する情報開示に努めるとの基本認識の下、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの調査の経過及び結果等について、委員間の合意を得て取りまとめたものである。

【衆議院情報監視審査会の構成】（平成30年1月31日現在）

| | | | |
|-----|---------|---|----|
| 会 長 | 額 賀 福志郎 | 君 | 自民 |
| | 岩 屋 毅 | 君 | 自民 |
| | 今 村 雅 弘 | 君 | 自民 |
| | 後藤田 正 純 | 君 | 自民 |
| | 大 塚 高 司 | 君 | 自民 |
| | 山 内 康 一 | 君 | 立憲 |
| | 井 出 庸 生 | 君 | 希望 |
| | 太 田 昭 宏 | 君 | 公明 |

➤ 政府に対する意見（調査結果）

平成27年及び28年に続き、当審査会では、特定秘密の提示の要求を含む数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会として政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議し、以下のとおり合意した。

当審査会は、政府に対し、引き続き当審査会並びに立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘された事項及び年次報告書の意見（審査会意見）について、早急に改善を図ることを強く求めるところであり、本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16に基づく改善勧告¹を行うものとする。

¹ 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

【政府に対する意見】

(1) 特定秘密文書廃棄問題

ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

- (ア) 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。
- (イ) 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。
- (ウ) 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビスト²などから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。
- (エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が1年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係

- (ア) 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として1年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。
- (イ) 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。
- (ウ) 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在的特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。
- (エ) 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納

² 高度な専門性と倫理観をもって、歴史資料として重要な公文書及びその他の歴史資料の収集、保存、利用の職務を行う者である。(国立公文書館「日本におけるアーキビストの職務基準」(平成28年3月18日))

得できる説明をすること。

ウ 行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

- (ア) 特定秘密文書の保存期間を1年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む。）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。
- (イ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。
- (ウ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

エ 特定秘密文書件数関係

- (ア) 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。
- (イ) 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。

(2) 特定秘密文書不存在関係

- ア 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。
- イ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。

(3) 作成から30年を超える特定秘密文書関係

- ア 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。
- イ 作成から30年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検

証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。

- ウ 平成28年年次報告書の審査会意見で付した、作成から30年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。

(4) 指定の在り方関係

ア 平成27年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討すること。

イ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、・・・個別具体的に行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。

ウ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密の指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。

エ 複数の特定秘密が記録された文書につき、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかにし、当審査会に提出する資料に記載することを検討すること。

(5) 独立公文書管理監関係

ア 独立公文書管理監の検証・監察において、実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む。）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること。

イ 実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと。

(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

ア 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的にでないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、当審査会が当該特定秘密の提示を求めた際は、提示する情報

を限定することなく、提示が可能な全ての情報を当審査会に対して提示すること。

イ 外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すること。

ウ 経済産業省が指定する4件の特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう再検討すること。

(7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係

当審査会が平成27年及び平成28年年次報告書で表明した審査会意見について、未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

➤ 平成28年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

平成28年年次報告書で記載した審査会意見で表明した事項については、十分に措置が講じられている事項が認められる一方で、いまだ指摘事項に対し、十分な措置が講じられていない事項があり、政府に対し引き続き適切な対応を求める。

対応がなされた主な事例は、以下のとおりである。

- ① 特定秘密文書不存関係について、政府において、一部の特定秘密につき平成29年中に指定を解除若しくは文書を保有するなど、一定の対応がみられた。また、同年11月に内閣官房内閣情報調査室より行政文書不存の特定秘密の取扱い等に関する事務連絡が発出され、各行政機関において、当該事務連絡に基づき適切な管理を行う旨の認識が示された。
- ② 当初の特定秘密指定において「平成26年までに」「平成26年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成26年より前の特定秘密を保有していないものが、内閣官房、警察庁及び外務省に存在することが判明し、当該特定秘密につき、「平成26年に」などと指定書等の記述が修正された。

➤ 今後の調査方針及び課題

本報告書の対象期間中、調査を進める中で、特定秘密文書廃棄問題の実態・課題が明らかとなったほか、前回の年次報告書において特定課題として取り上げた特定秘密が記録された行政文書不存問題など

についても、改めて課題が浮き彫りとなった。これらの様々な問題点や課題のうち、未解決の事項については、引き続き調査を進める必要があり、特に特定秘密文書の廃棄に係る問題については、今後も当審査会における主要な課題の一つとして、継続して調査を行っていく。

また、調査の結果、特定秘密文書が廃棄された場合に知得者の知識（頭の中）のみに特定秘密が残るという課題が浮上したことを受け、今後は、特定秘密文書の廃棄に係る指定解除の在り方についても、調査を進めていく必要がある。

さらに、独立公文書管理監による検証・監察については、その具体的な手法等を調査するため、ケーススタディを実施する必要がある。

個別省庁に関しては、外務省が保有する特定秘密文書の提示、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示の在り方、経済産業省と資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方等について引き続き調査を行うとともに、新たに、防衛省における旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況及び廃棄協議中等の特定行政文書ファイルについても、当審査会として調査を行っていく。

今後は、工程表に基づき引き続き調査の実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図ることとする。また、通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例などを参考とし、引き続き検討を進める。

今後の調査方針（工程表）

| | 平成30年 | 3月 | 12月 |
|--------------------|-------|--|--|
| 全体の動き | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 <ul style="list-style-type: none"> ①特定秘密指定管理簿の受領、②指定書等補足資料受領、 ③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数（保存期間で区別）、その名称及び廃棄理由/指定解除に係る情報/複数の特定秘密が記載された文書の明示 ④審査会意見に対する対応 |
| 特定秘密を含む不開示情報の提出・提示 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 内閣衛星情報センター視察 ■ 作成から30年を超える特定秘密文書の取扱い ■ 外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続） ■ 廃棄協議中等の特定行政文書ファイルについて検証 |
| 独立公文書管理監 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 独立公文書管理監報告 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 報告について 説明聴取・質疑 ■ 定期的な活動状況報告及び質疑 ※廃棄とする措置を妥当と認めた際に速やかに報告 ■ 独立公文書管理監における検証・監察の在り方 （ケーススタディの実施） |
| 適性評価 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 |
| 年次報告書の作成 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 報告書決議 | <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ■ 有識者等からのレビュー （参考人質疑） ⇒ ■ 次年度報告書へ反映 ■ 随時報告書について議論 |
| 主な課題 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個別省庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家安全保障会議（NSC） - 4大臣会合における議論についての情報開示の在り方（継続） ・ 経済産業省 - 資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方（継続） ・ 防衛省 - 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書状況の確認 ■ 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り <ul style="list-style-type: none"> - 文書の保存期間と特定秘密の指定期間/特定秘密文書の廃棄 - 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化） ■ 特定課題について議論 |

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

➤ 調査及び審査の経過

本報告書が対象とする期間中、審査会を14回（うち調査に係るものは12回）開催した。また、平成29年5月15日には、平成28年年次報告書について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。特定秘密の提供については、平成30年1月26日の審査会において、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁からそれぞれ提示を受けた。

なお、委員会等からの審査の申出はなかった。

対象期間中における当審査会の主な活動経過は以下のとおりである。

【活動経過】

| 年 月 日 | 事 項 |
|---------------|---|
| 平成29(2017) | |
| 1. 20 | 第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで） |
| 3. 6 | ○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可 |
| 3. 29 | ○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 |
| 4. 4 | 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出 衆議院本会議にて、額賀会長は、平成28年年次報告書について報告を行った。 |
| 4. 27 | ○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定 |
| 5. 15 | ○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取 三谷 秀史君（三井住友銀行顧問、元内閣情報官） 春名 幹男君（ジャーナリスト） 三木由希子君（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長） |
| 5. 19 | ◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告 |
| 5. 31 | ○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） |
| 6. 5 | ○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府公文書管理課及び独立公文書管理監） |
| 9. 2 ～9. 9 | ○海外派遣 [オーストラリア、韓国]（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査） |
| 9. 28 | 第194回国会（臨時会）召集（会期1日間 9.28解散） |
| 11. 1 | 第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12. 9まで） |

| 年 月 日 | 事 項 |
|------------|---|
| 11. 2 | 衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出 |
| 11. 14 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府公文書管理課及び独立公文書管理監） |
| 11. 22 | ○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省） |
| 11. 30 | ○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省） |
| 12. 4 | ○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁） |
| 12. 8 | ○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議 |
| 平成30(2018) | |
| 1. 22 | 第196回国会（常会）召集（会期150日間 6.20まで） |
| 1. 26 | ○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） |
| 1. 31 | ○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び内閣府公文書管理課） |

【関係省庁からの説明聴取及び質疑】

関係省庁からの説明聴取及び質疑については、当審査会が原則非公開であること等を考慮した上で、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載している。そのうち以下の課題については、行政機関全般に係る特定課題として特に取りまとめを行っている。

(1) 特定秘密文書廃棄問題

(2) 平成28年「政府に対する意見」(審査会意見)のフォローアップ関係
ア 特定秘密文書不存在問題

イ 作成から30年を超える特定秘密文書関係